

後期高齢者医療の被保険者で一定以上の所得がある方は医療費の窓口負担割合が変わります

令和4年10月1日から、一定以上の所得がある後期高齢者医療被保険者は、医療費の窓口負担割合が2割になります。

2割の対象となるかどうかは、75歳以上の方の課税所得や年金収入を基に、世帯単位で判定します。

☎ 福島県後期高齢者医療広域連合  
024152819025

福島県特定最低賃金のお知らせ

福島県の最低賃金は次のとおりです。

1 地域別最低賃金

県内で働くすべての労働者とその使用者に適用されます。(※)2 特定最低賃金」が適用される労働者を除く。

■最低賃金額(時間額)  
828円

■効力発生日  
令和3年10月1日

2 特定最低賃金

県内で次の業種で働く労働者に適用されます。

【自動車小売業(二輪自動車小売業(原動機付自転車を含む。を除く。)]

■最低賃金額(時間額)  
894円

■効力発生日

令和3年12月24日

【輸送用機械器具製造業】

■最低賃金額(時間額)  
890円

■効力発生日

令和4年1月13日

【計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具、時計・同部品、眼鏡製造業】

■最低賃金額(時間額)  
889円

■効力発生日

令和4年1月13日

【電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業(医療用計測器製造業(心電計

製造業を除く。を除く。】

■最低賃金額(時間額)  
856円

■効力発生日

令和4年1月13日

【非鉄金属製造業】

■最低賃金額(時間額)  
886円

■効力発生日

令和4年1月13日

※次に掲げる方は除かれませんが、福島県最低賃金が適用されます。

① 18歳未満または65歳以上の方

② 雇入れ後3月未満の方であって、技能習得中の方

③ 清掃、片付け、その他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する方

④ ①から③までのほか【電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業】

にあつては、小型電動工具もしくは手工具を用いて行う穴開け、かしめ、巻線、組線、取り付けま

たは小物部品の包装もしくは箱入れの業務に主として従事する方

☎ 福島労働局労働基準部  
賃金室  
024153614604

自筆証書遺言書保管制度に関する説明会を開催します

自筆証書遺言書保管制度をご存知ですか。

令和2年7月10日から始まった自筆証書遺言書を法務局で保管する制度について説明します。

福島県方法務局を拠点としてウェブ会議システムを利用し、相馬・郡山・白河・会津若松・いわきにある法務局をつなぎます。

参加は無料ですので、ぜひご参加ください。

■日時

2月18日(金)

午前10時から1時間程度

■申し込み方法

電話による

☎ 福島県方法務局供託課  
024153411971

広告欄

社会福祉法人 田村福祉会  
職員随時募集のお知らせ

～募集職種～  
看護師、介護職員  
介護支援専門員

詳しい内容は、ホームページをご覧ください。ご連絡お待ちしております。



田村福祉会本部事務局 0247-61-2761  
〒963-7752 田村郡三春町字六升蒔 6 8

広告募集中

■ 1号広告(各ページの下1段)  
掲載料：1回10,000円/連続6回50,000円

■ 2号広告(各ページの下1段の2分の1)  
掲載料：1回5,000円/連続6回25,000円

※詳しくは、お問い合わせください。

☎総務課 ☎72-2111